

令和8年度版

進路のてびき

卒業後の豊かな生活のために

大阪府立中津支援学校
キャリア教育推進部

〒531-0071

大阪市北区中津2丁目2-22

TEL：06-6372-8256 FAX：06-6372-4134



はじめに

子どもが大人へと成長していく過程で自己実現や社会参加を促進するためには、児童生徒が夢や志を持って自己の可能性を広げ、粘り強くチャレンジする姿勢を育むことが重要であり、キャリア教育には、自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めることが求められています。

とりわけ、学校を卒業し、社会に出ていくにあたっては、将来を見据えたうえで、どのような進路に進むのかを自ら決定することが重要であり、本校では、児童生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、一人ひとりの状況や進路希望等を的確に把握し、早期からの進路指導・支援の充実を図っています。

<進路見学・現場実習>

- ① 高等部第1学年 進路見学又は現場実習（1回）
- ② 高等部第2学年 進路希望に応じた企業または事業所で体験実習（1回以上）
進路見学（1回）
- ③ 高等部第3学年 進路見学や体験実習の実績を踏まえた、新たな事業所の見学
進路決定に向けた、複数の事業所や企業での実習

進路見学や現場実習の取組みに加え、高等部第3学年次では、最適な進路先を決定できるよう、関係者や関係機関と懇談会を実施しています。この懇談会では、意欲をもって働き続けることができるのか、数年後の自立した生活を目標にステップアップすることができるのか等、生徒一人ひとりの状況や希望・意向を踏まえ、保護者や大阪整肢学院の担当者などと、具体的な進路先の事業所等を挙げながら話し合いを進めていきます。さらに、職業訓練開発校、障がい福祉サービスなどのリソースの活用等について、それぞれの立場・役割から、どのような支援ができるかなど、児童相談所（子ども家庭センター）や市町村の障がい福祉担当などと、中長期的な視点に立った意見交換をし、連携を深めていきます。

この手引きには、本校の進路指導・支援の具体的な内容の他、障がい福祉サービスの概要等を示しています。卒業後の豊かな生活に向けて、生徒自らが将来を選択できるよう、この手引きが、関係のみなさまとの連携をより一層密にし、適切な支援をなす手立てとなれば幸いです。

令和8年4月
大阪府立中津支援学校
キャリア教育推進部

1. 中津支援学校高等部の進路指導

主体的に進路選択ができる力を養う

進路指導の軸

進路学習

将来の生活を意識した学習

- ・授業「職業」
仕事の経験やビジネス
マナーの学習等
- ・5日間の校内実習
受注作業の経験

進路実習・見学

福祉施設、企業等での体験

- ・現場実習
(1日～5日の実習)
- ・施設見学

進路懇談

進路相談を適宜実施

- ・生徒本人との個人面談
- ・保護者進路懇談
- ・大阪整肢学院との進路
懇談
- ・卒業時には関係機関と
の支援会議

主な進路行事

3年生

「主体的に進路選択をする」

- 生徒進路面談 ■保護者懇談 ■進路施設見学(1回以上)
- 現場実習(1～5日間・1回以上) ■大阪整肢学院・進路懇談

2年生

「進路への関心を高め、自分の将来を考える」

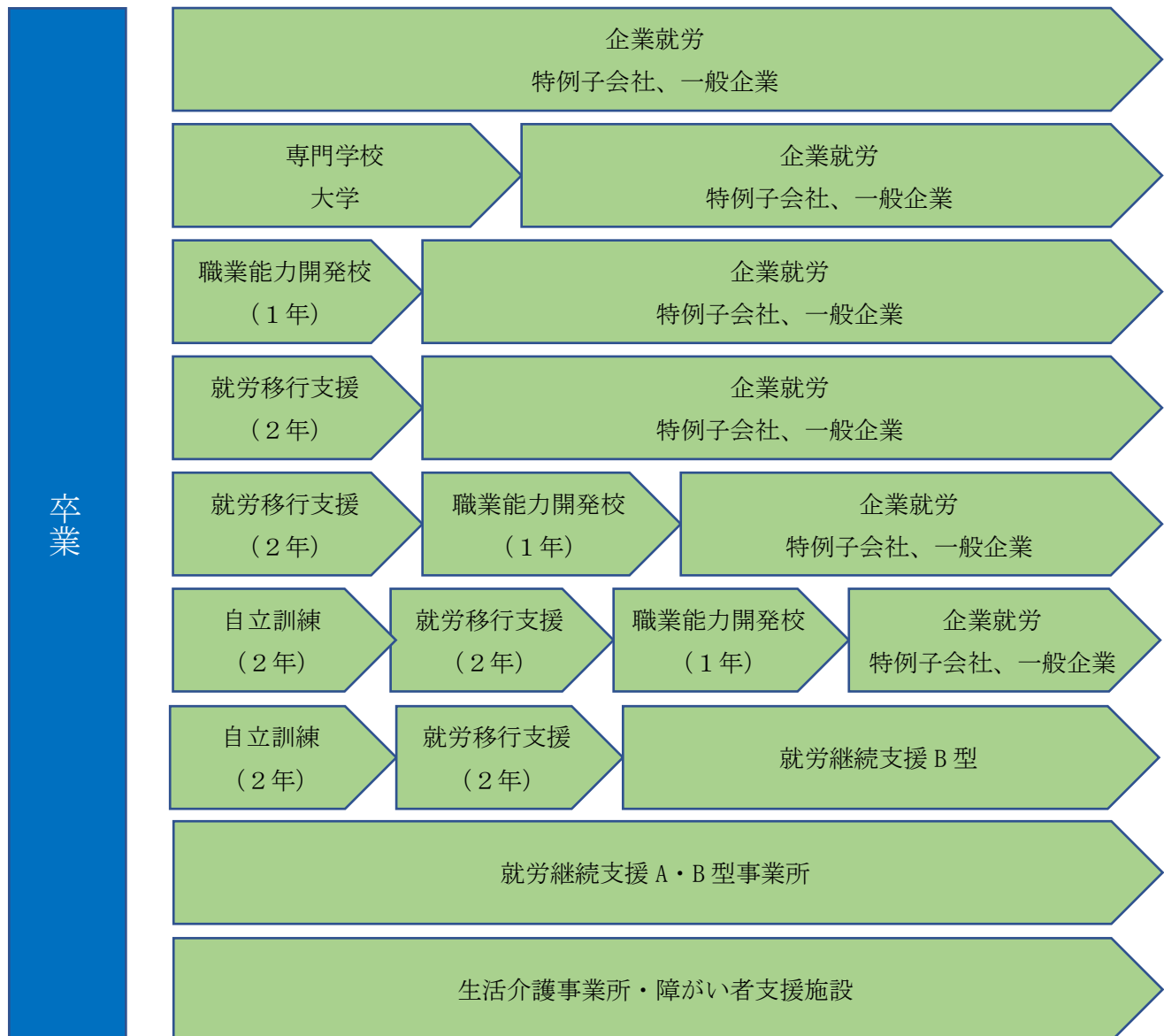
- 生徒進路面談 ■進路施設見学 ■現場実習(1～5日間)
- 大阪整肢学院・進路懇談

1年生

「進路について理解を深める」

- 生徒進路面談 ■進路施設見学 ■現場実習(1～3日間)

2. 卒業後の中期的なイメージ



上記は、進路の例です。将来、企業就労を目標とする場合でも、2段めから6段めまでのように、多様な学びの場があり、福祉サービスとの組み合わせがあります。決定した進路先への定着を図るためには、発達や障がいの状況に応じ、適切な進路選択をすることが重要であり、在学中に進路懇談や相談、見学、実習を重ねていくことが大切です。

3. 中津支援学校の進路指導 ＜共通＞

高等部の進路支援のながれ

学年	月 学期	行事	内容（保護者がかかわる部分については、※をつけています。）
1 年 生	4 月	※入学式	※高等部進路活動について、高等部主事より簡単な説明を行います。 ※「進路のてびき」をお渡しします。 ・入学式に來られなかった場合、学校、もしくは大阪整肢学院に來られるときにお渡しいたしますのでお声かけください。
	5 月	生徒進路面談	生徒本人とキャリア教育推進部の教員が面談、卒業後の希望などを聞き取ります。
	6 月	支援懇談	大阪整肢学院の担当者および学級担任が、支援内容、進路について懇談します。
	2 学 期	進路見学 または 現場実習	進路見学もしくは現場実習を行います。 見学先や実習先は生徒によって異なります。
2 年 生	6 月	支援懇談	大阪整肢学院の担当者および学級担任が、支援内容、進路について懇談します。
	2 月	学院進路懇談	大阪整肢学院から看護長、A・B棟長、相談室の職員が参加し、学級担任、進路指導担当教員と進路懇談をします。
	2・ 3 学 期	進路見学 または 現場実習	進路見学または現場実習を行います。 見学先や実習先は生徒によって異なります。
	2 月 3 月	生徒進路面談	生徒本人と進路指導担当教員が面談し、卒業後の希望などを聞き取ります。
3 年 生	5 月 6 月	※保護者進路懇談	※学校で、保護者、担任、進路指導担当教員が進路懇談を行い、進路の意向を確認します。
	6 月	支援懇談	大阪整肢学院の担当者と学級担任が、支援内容、進路について懇談します。
	2 月	学院進路懇談	大阪整肢学院看護長、A・B棟長、相談室の職員が参加し、学級担任、進路指導担当教員と進路懇談をします。
	随時	進路見学 または 現場実習	進路見学もしくは現場実習を行います。 見学先や実習先は生徒によって異なります。 具体的な進路先において、入所や入社に向けた見学、実習を行います。
	随時	※保護者進路懇談	5・6月の保護者進路懇談から変更がある場合や、保護者から懇談の希望がある場合に設定します。
	進路先により、ながれが異なりますので、次項からの＜進路希望別の概要＞をご確認ください。		

進路についての疑問・相談等がありましたら、いつでもご連絡ください。

4. 中津支援学校の進路指導 <進路希望別の概要>

(1) 企業就労の場合

高等部1年生から進路面談を行い、就労に対する意欲を確認します。企業就労では、できるだけ早い段階から本人の就労へ向けた意欲が大切となります。希望者は、2年生から企業見学や、体験実習を行います。2年生の3学期の進路面談では、就労に対する意思を確認し、3年生には、就労へ向けた企業実習を行います。大阪整肢学院と連絡を密に取りながら、希望を踏まえた企業を学校で紹介します。一度の実習で決まることは難しく、何度も挑戦する諦めない気持ちが必要です。本人の気持ちをサポートするような励ましの言葉かけなど周りの支援も重要となります。

<企業内定までの流れ（例）>※印は保護者が関わる場所です。

2 年 生	6月 10月	企業実習1回目 企業実習2回目	5日間の体験実習を行います。 <u>卒業後の就労や日常生活のイメージを持ち取り組むことが重要です。</u>
	2月 3月	生徒進路面談	進路指導担当教員との面談で、本人の就労へ向けた意思を確認します。
3 年 生	4月～6月	※保護者進路懇談	生徒、保護者と就労への意欲や、卒業後の居住の状況（別居・同居等）などについて確認します。
	5月	ハローワーク 登録	本人と教員が地域のハローワークへ行き、求職申込書を提出します。 ハローワークカードを受給します。
	6月	面談を重ね、希望に合う企業を選択する	企業へ雇用を前提とした実習が可能かどうか依頼を行い、企業からの承諾を得て、実習日の確定を行います。
	8月	実習前あいさつ	生徒本人と進路指導担当教員が企業へ事前面談に行きます。 (企業側は、この時点で本人の態度や、意欲を確認します。)
	9月	実習	5～10日間の実習中、企業職員とのコミュニケーションの様子や業務態度、報告・連絡・相談ができているか、休憩中はどのように過ごすかなど、採用担当者が、これから共に働く仲間として確認します。
		ハローワークへ 求人票の受け取り	企業からの求人票により、労働条件を確認し、企業に申し込みを行います。 履歴書を自筆で記入し、調査書を学級担任が記入します。
	9月 実習の 最終日	採用面接	雇用を決める面接を受けます。
	10月	内定通知 面接の2週間後	内々定：電話やメールなどで採用の事前連絡があった状態。 内定：書類による雇用契約を交わした状態。
		グループホーム ・部屋・寮探し	保護者と別居の場合は、グループホームや寮などを探します。
	1月	※障がい者就労・生活 支援センターへの登録	社会生活が始まり、トラブルや、困りごとがあった場合に相談が行える機関です。地域の障がい者就労・生活支援センターへの登録を行います。※保護者同伴です。
	2月	採用前実習	企業によっては、採用前の準備期間として実習を行うところがあります。 通勤の方法などの確認が必要です。

(2) 職業能力開発校の場合

職業能力開発校における職業訓練は、福祉サービスではないため、公共職業安定所（ハローワーク）で手続きを進めます。大阪府下には9校の職業能力開発校があり、それぞれ障がいの種別や、開発校別の科目があり、様々なカリキュラムが設置されています。在校期間1年間のうちに就職へ向けた学習や訓練、実習を行います。入校に関しては、各職業能力開発校、科目により受験日などが異なるので確認が必要です。本校では、希望する生徒に、ハローワーク担当者との相談や職業能力開発校への見学、試験に向けた学習を行います。

＜大阪障害者職業能力開発校（大阪府堺市）の場合、入校までの流れ＞

いろいろな職業能力開発校があるうちの1例です。※印は保護者が関わる場所です。

2年生	2月	生徒進路面談	進路指導担当教員との面談で、本人の就職、入校の意思を確認します。
3年生	4月 5月	※保護者進路懇談	生徒、保護者と就労への意志や卒業後の居住の状況（別居・同居等）などについて確認をします。
	7月～	入校見学会	次年度入校の場合は、ご相談ください。 見学日の日程を案内させていただきます。
	9月～	応募条件の確認	公共職業安定所（ハローワーク）から入学願書を取り寄せます。
	10月～	願書提出	公共職業安定所（ハローワーク）を通じ、願書を提出します。
	12月	選考試験	試験内容：学科（一般知識、中学校卒業程度）、面接、適性検査
	12月下旬	合格発表	

*令和7年度入校の条件（昨年度に示された条件）

次のすべての条件を満たしている方（令和7年度入校の場合）

- 15才以上の方。
- 職業訓練を受けることで就労が見込める方。
- 公共職業安定所（ハローワーク）において求職登録している方
- 障がいに関わる手帳の所持もしくは障がいについて診断されている方。

*寮の利用について 訓練校と本人、進路担当教員、大阪整肢学院担当者による事前相談
（令和5年現在）入居費・光熱費等無料、食事代と寝具・衣類等は個人負担です。

(3) 福祉サービス事業所の場合

福祉サービス系の進路先では、本人と保護者が同居する場合と、グループホーム等に入居する場合で選択肢の幅が異なります。高等部3年生の保護者懇談等で、卒業後の意向を確認します。

＜福祉サービス事業所の場合、入所までの流れ＞ ※印は保護者が関わる場所です。

就労移行支援・就労継続A・B、自立訓練、生活介護、施設入所支援

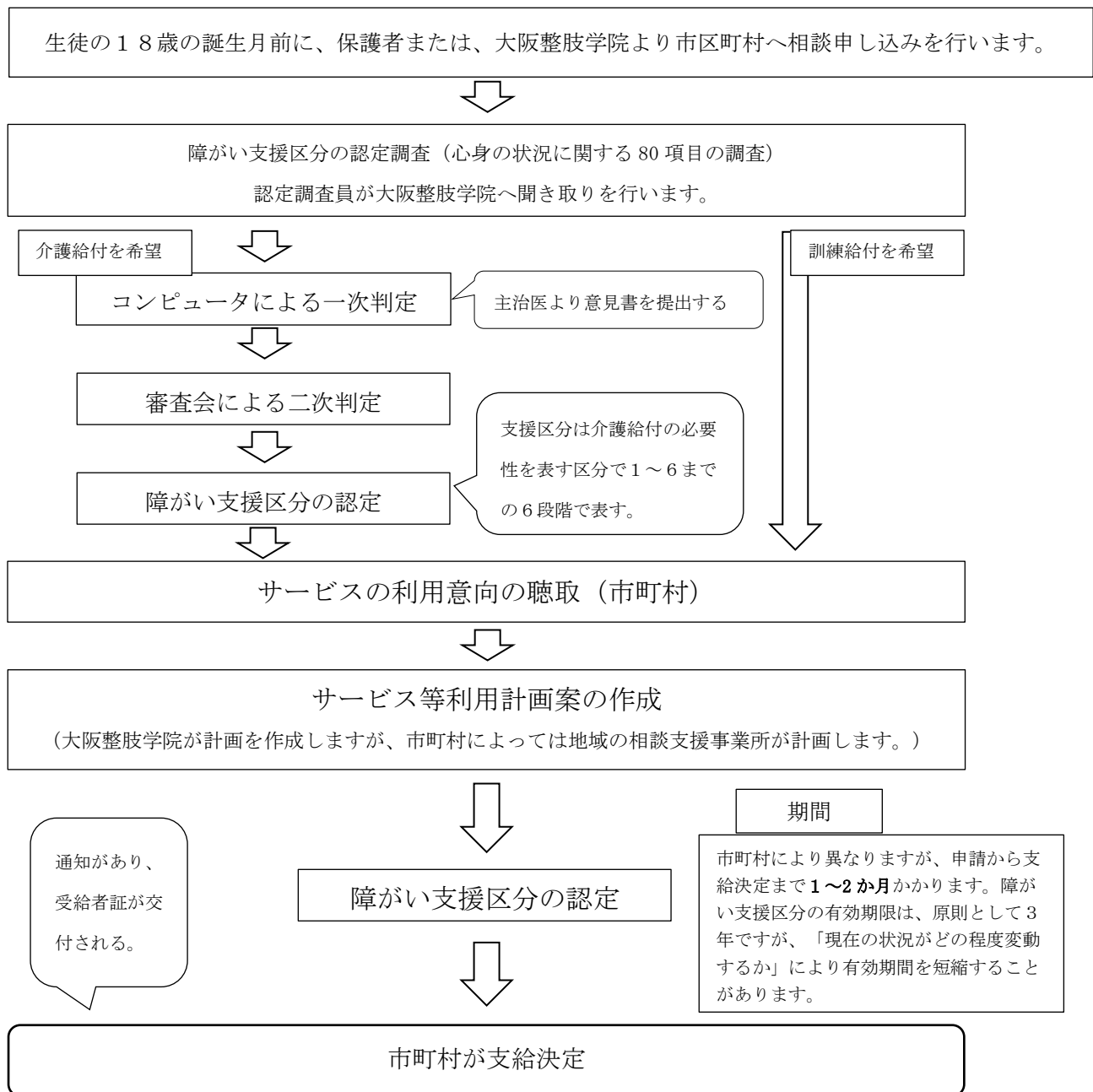
2年生	2月	生徒進路面談	卒業後についての希望確認
3年生	4月～6月	※保護者との進路懇談	卒業後の進路希望、居住の状況（別居・同居等）などについて確認をします。
	18歳の誕生日前	障がい支援区分認定調査（次項説明あり）	市町村障がい福祉課が、大阪整肢学院に来院し調査を行い、福祉サービスの障がい支援区分を認定します。
	7月～2月	実習	1～5日間の事業所への体験実習を行います。
		アセスメント実習（就労継続支援Bを希望する場合）	アセスメント実習（就労継続支援B型への入所が適切かどうかの判断）は、5～10日間の就労移行支援事業所の体験実習を、就労継続支援B型の実習とは別に行います。就労継続支援B型入所の場合、区分認定調査をアセスメント実習の45日以上前に受ける必要があります。
		事業所との打ち合わせ	事業所の入所可否について相談します。
		住居探し	住居がグループホームなどの場合は、事業所までの送迎サービスなどを確認し探していきます。
		進路先の内定	
	3学期	※支援会議	保護者、事業所、市町村障がい福祉課、大阪整肢学院、学校（場合によっては地域の相談支援事業所）、子ども家庭センター等の関係者が参加し、支援内容の引き継ぎ・役割分担等の会議をします。
	4月	入所	生活用具の購入、☆通帳の作成等が必要となります。

☆通帳は、事業所やグループホームによって銀行を指定される場合が多いため、事前に作る必要はありません。

＜障がい支援区分とは＞

多様な障がい特性その他の心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すもの。
障がい福祉サービスを受けるための必要な調査です。

障がい支援区分の認定と支給決定の仕組み



* サービス等利用計画・・・P18 参照

(4) 障がい福祉サービスの概要

本校の生徒が卒業後に利用する障がい福祉サービスについて次のとおりです。

福祉サービスの内容については、P17 を参照してください。

就労移行支援	
内容	一般労働が見込まれる 65 歳未満または 65 歳以上（65 歳になる前 5 年間障がい福祉サービスの支給決定を受けており、利用開始時 65 歳未満）の障がいのある方に一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、労働に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練及び就職活動に関する支援等を行います。
対象者	就労等を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者 (1) 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な者

就労継続支援 A 型（雇用型）	
内容	一般就労が困難な障がいのある方のうち、雇用契約に基づく就労が可能な 65 歳未満又は 65 歳以上（65 歳になる前 5 年間障がい福祉サービスの支給決定を受けており、利用開始時 65 歳未満）の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練、就職活動に関する支援等を行います。
対象者	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な者 (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 (2) 支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 (3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

就労継続支援 B 型（非雇用型）	
内 容	一般就労が困難な障がいのある方に、就労の機会を提供するとともに就労の必要な知識および能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援を行います。
対 象 者	就労移行支援事業所等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や一定年齢の達している者などであって就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される障がい者。 (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった者 (2) 50 歳に達している者または障害基礎年金 1 級受給者 (3) (1) (2)に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者 (4) 障がい者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村により利用の組合せの必要が性が認められた者

自立訓練（機能訓練）	
内 容	一定の期間、通所または利用者の居宅への訪問により、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。
対 象 者	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定期間の訓練が必要な障がい者（具体的には次のような例） (1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者 (2) 支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者等

生活介護	
内容	常時介護が必要な障がいのある方に、入浴、排せつおよび食事等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
対象者	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者 (1) 障がい支援区分が区分3（障がい者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者 (2) 年齢が50歳以上の場合は、障がい支援区分2（障がい者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者 (3) 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障がい者支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案を作成する手続きを経た上で、市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた者

自立生活援助	
内容	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある方に一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
対象者	(1) 障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある者 (2) 現に、一人で暮らしており自立生活援助による支援が必要な者 (3) 障がい、疾病等の家族と同居しており（障がい者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が認められないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

施設入所支援	
内容	昼夜に介護を必要とする障がいのある方に居住の場を提供し、主として夜間に入浴、排せつおよび食事の介護、生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。 「障がい者支援施設」とは、居住の場を提供するとともに主として夜間の支援を行う「施設入所支援」と日中活動の支援を行う「生活介護」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援 B 型」を組み合わせて行う施設のことを言います。
対象者	(1) 生活介護利用者のうち、区分 4 以上の者（50 歳以上の場合は、区分 3 以上） (2) 自立訓練または就労移行支援または就労継続支援 B 型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者または通所によって訓練を受けることが困難な者 (3) 特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者または、地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護を受けることが困難な者のうち、(1)または(2)に該当しない者もしくは就労継続支援 A 型を利用する者 (4) 平成 24 年 4 月の改正児童福祉法の施行の際に障がい児施設（指定医療機関）に入所していた者であって継続して入所している者

（厚生労働省「障害福祉サービス」、「大阪府福祉のてびき」より引用）

5. 本校の進路状況

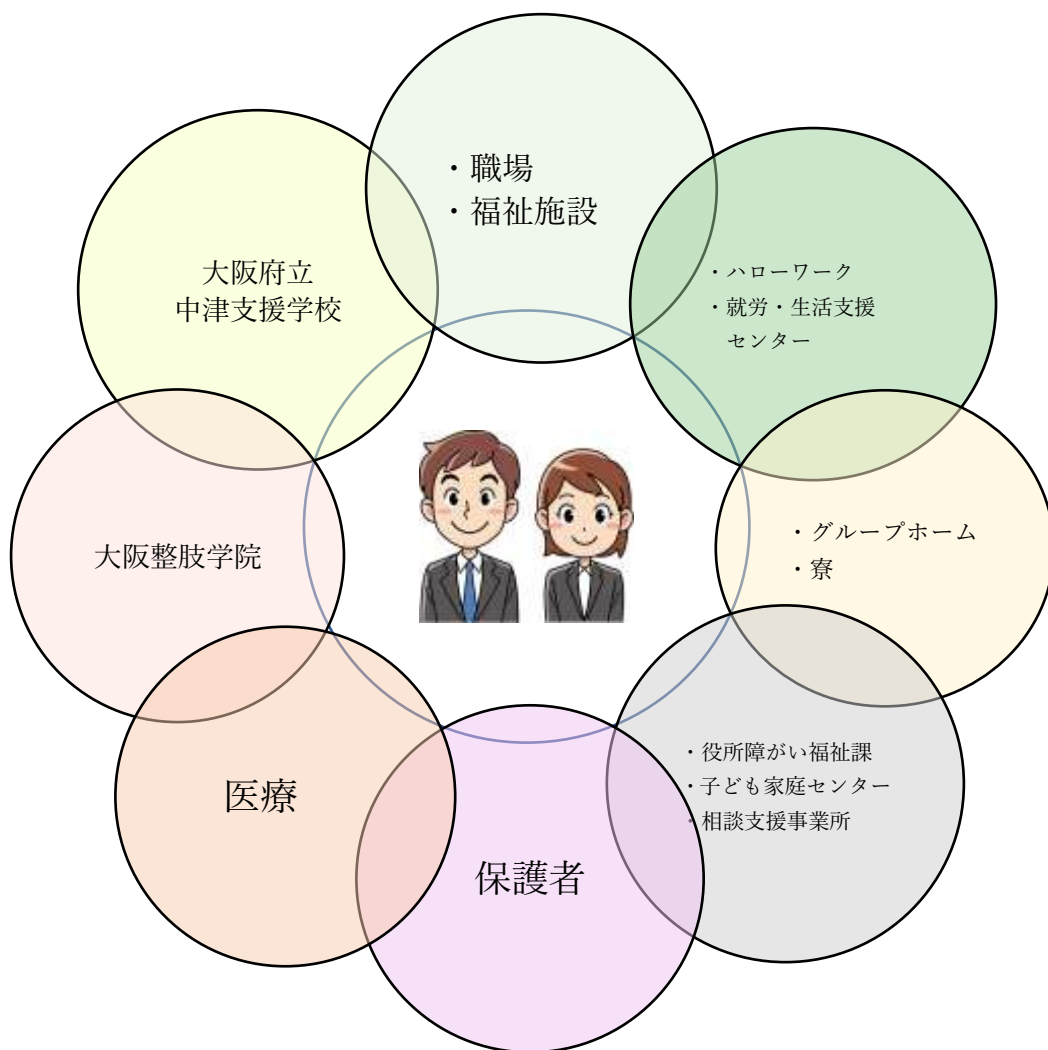
令和8年4月1日 現在

日中活動の進路先	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	3名	6名	6名
進学			
就職			
職業能力開発校			
就労移行支援			
就労継続支援B型		1	
自立訓練			
生活介護	2	1	
障がい者支援施設	1	4	6
大阪整肢学院			
その他			
合計	3	6	6

6. 卒業後の支援：アフターフォローについて

- 進路決定の後、「個別の移行支援計画」をもとに「支援者会議」を行い支援ネットワークの確認を行います。
- 地域の障がい福祉課や就労・生活支援センター、ハローワークと連携してアフターフォローを行います。
- 卒業後、基本2年間、学校から進路先への訪問や連絡等のアフターフォローを行います。

卒業時の支援者ネットワークイメージ



P19 に支援ネットワーク表があります。
記入してご活用ください。

【障がい基礎年金の申請について】*年金は申告制です。

◆対象

20歳以上で、国民年金法の障がい等級表1～2級。

◆年金の額

1級：1,020,000円/年、2級：816,000円/年 毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて受給
(令和6年度資料より抜粋していますので金額はご確認ください)

◆手続き

- ① 市町村の国民年金担当課に受給方法について確認する。
- ② 申請の時期が分かれば、国民年金課へ障がい者手帳を持参し、障がい基礎年金申請関係の書類を受け取る。
- ③ 身体障がいである場合は障がいに応じた医療機関、療育手帳・精神保健福祉手帳の場合には精神保健指定医である精神科等の病院を予約して診察や面接、知能検査等を受けて所定の診断書に記入してもらう。(初診確認のため「受診状況等証明書」が必要な場合もあります)
- ④ 主に家族が意見書等に記入する。
- ⑤ 以上の書類を年金担当課に提出する。(本人名義の通帳が必要)
- ⑥ 審査の結果通知が届く。

【身体障がい者手帳について】

身体障害者福祉法に基づき、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、HIV感染による免疫機能及び肝臓機能に障がいのある人に交付されます。手帳には、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。

手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。

- ① 居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉課で相談します。
- ② 申請に必要な書類(交付申請書・診断書用紙)を受け取ります。
- ③ 指定医師の診察を受け、診断書を受け取ります。
- ④ 居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉課に申請します。
(市町村により、待ち時間は異なります)
- ⑤ 居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉課に手帳を受け取りに行きます。

(注) 基準に該当しないため、手帳が交付されない場合もあります。

【療育手帳の申請について】

知的障がいのある方に交付されます。手帳には障がいの程度によって、大阪府では重度、中度、軽度に区分しており、それぞれ「A」(重度)、「B1」(中度)、「B2」(軽度)と表記しています。

障がいの程度は変わることがあるため、次の判定年月を設定し、その時期がくれば、更新の手続きをとっていただくことになっています。

手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されますので、その時期までに再判定を受ける必要があります。

【療育手帳の更新について】

- ① 更新期限の少し前に市町村から通知が送られてきます
 - ・ほとんどの方が20歳の誕生日で更新です。
 - ・市町村によっては通知がない場合もあります。この場合、ご自身で更新期限を確認していただく必要があります。詳細は在住の市町村へご確認ください。
- ② 市役所の障がい福祉課へ電話をかけて市役所へ行く日時の予約をとります。
- ③ 予約した日に、通知書に書かれている物を持って障がい福祉課へ行きます。
- ④ 大阪府障がい者自立相談支援センターへ行って、面接や検査を受けます。
- ⑤ 新しい手帳が発行された通知が家に届いたら印鑑を持って障がい福祉課に取りにいきます。

【再交付】

紛失又は破損したときは、写真を添えて居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉課に再交付申請を行ってください。

【居住地・氏名変更】

転居された場合、新しい居住地の福祉事務所又は障がい町村福祉課に、「（療育・身体）手帳記載事項変更届出書」を提出してください。氏名を変更された場合も上記「届出書」を居住地の福祉事務所又は市町村障がい福祉課に提出してください。

【成年後見制度について】

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方（以下「本人」といいます）を法的に保護し、支えるための制度です。

例えば、本人に、預金の解約、福祉サービスを受ける契約の締結、遺産分割の協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人に判断能力がほとんどない場合には、そのような行為はできませんので、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、本人の判断能力を補うために援助する人が必要になってきます。

このように、判断能力が十分でない方のために、家庭裁判所が援助者（成年後見人）を選び、この援助者が本人のために活動する制度を成年後見制度といいます。

8. 用語の説明

<介護給付>

生活上または療養上で必要な介護を行うものです。

18歳以上で介護給付の利用を希望する場合は、障がい支援区分認定調査を経て区分を判定する必要があります。障がい支援区分認定調査のながれについてはP8をご覧ください。

<訓練等給付>

日常的・社会的な生活を送るために必要な訓練や、就労に必要な支援を行うものです。

訓練等給付の利用を希望する場合は、障がい支援区分認定調査を経て区分認定の一次判定まで必要になります。

給付の種類		サービス名	内容
介護給付	日中活動系	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供する。
	施設系	施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う。
	訪問系	同行擁護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う。
		行動擁護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
		重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

訓練等給付	居住支援系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。
		共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄、食事の介護、日常生活の援助を行う。
	訓練系 就労系	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う。(最大24ヶ月)
		自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う。(最大24ヶ月)
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び、能力の向上のために必要な訓練を行う。(最大24ヶ月)
		就労継続支援 (A型)	一般企業での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力の向上のために必要な訓練を行う。
		就労継続支援 (B型)	一般企業での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
		就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。

厚生労働省 WEB「障がい福祉サービスについて」より

<障がい者相談支援事業>

障がい者（児）やその家族が地域で安心して生活できるよう，市町村から委託を受けた事業所の相談支援専門員が相談に応じ，適切な支援を行います。

お住いの地域にある事業所を進路先とされたとき，その地域の障がい相談支援事業所へ学校より繋がります。主な支援内容として，サービス等利用計画の作成と福祉サービス等の利用援助，生活力を高める支援，＊ピアカウンセリング，権利擁護，専門機関との連携などがあります。

＊ピアカウンセリング：同じ職業や障がいがあるなど，同じ立場にある仲間どうしによって行われるカウンセリング。

<サービス等利用計画>

障がいのある方の心身の状況やその置かれている環境、希望する生活、自立した生活が送れるよう支援する上で必要な方針や解決すべき課題、福祉サービス等の種類、内容、福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載したものです。

なお相談支援専門員（計画相談先）については，各市町村の基幹相談支援センターに問い合わせると紹介してもらえます。

＊本校卒業生については、基本的には大阪整肢学院が計画書を作成します。

<グループホーム>

障がい者少人数のグループで家やアパートを借り，各自が個室でプライバシーを尊重しあいながら地域で暮らしていくための住まいです。たいていが、居間、トイレ、風呂、キッチンを共同で使用し、福祉の事業所等がバックアップしています。世話人が、朝と夕の食事は作ってくれたり、健康管理をしてくれたりします。平日の日中は、事業所に通勤・通所する利用者が多いです。

9. 卒業後の支援ネットワーク表

支援ネットワーク（分からないところは進路担当に聞いてください。）				
	機関名	担当者	電話番号	連携内容
			住所	
進路先	日中			日中の活動場所
	住まい			グループホーム 入所施設等
主治医 病院、クリニック	進路先			服薬、医ケア関連、アレルギー 対応や発作対応等
	大阪整肢学院		06-6371-5945	在学中の医療・生活全般
教育	大阪府立中津支援学校	キャリア教育 推進部	06-6372-8256	卒業後なにか分からないことなど ありましたらご相談ください。
福祉	障がい福祉課			- 生活全般の福祉サービス - 障がい者手帳関連 - 障がい支援区分認定関連
	就労・生活支援センター			就労先での困りごとなど 相談窓口
労働	ハローワーク			就職・職業能力開発校 再就職関連など
地域・家庭	子ども家庭センター			卒業後6か月間のアフターフォロー
	相談支援事業所			相談支援事業所など 日常生活における相談

* 卒業後にご活用ください。



大阪府立中津支援学校

大阪府立中津支援学校

〒531-0071

大阪市北区中津2丁目2-22

TEL: 06-6372-8256

FAX: 06-6372-4134

<アクセス>

Osaka Metro

御堂筋線中津駅2号出口より

北へ200m

阪急電鉄

阪急中津駅より北東へ500m

